

プロテスト委員会からの選手と監督・コーチへのメッセージ

(このメッセージはいずれの規則も変更していません)

1. スポーツマンシップと規則

- セーリング競技は、競技者自身が自ら規則を守り、他の競技者にも規則を守らせるスポーツです。規則に違反し、免罪に当たらない場合には、抗議されたか否かに関わらず、ペナルティー(リタイアの場合も有ります)を履行してください。
 - ・リタイアする場合、指示18.3に従ってください。
 - ・違反した規則が裁量ペナルティーの対象である場合、履行すべきペナルティーが決まっていますので、自ら違反したことをプロテスト委員会に申し出てください。
- 他の競技者の規則違反に対して抗議するのは、基本的にまず競技者であって、プロテスト委員会ではありません。「ジャッジは見ていたはずなのに抗議してくれなかった」と不満に思うのは間違いです。
- ただし、特に規則2(公正な帆走)の違反を目撃した場合には、プロテスト委員会が抗議することもあります。そのような違反としては、例えば：
 - (a) 意図的に規則違反する。
 - (b) 規則違反したことを知りながら、ペナルティーを履行しない。
(例えば、マークに接触したことを明らかに認識しながら回転ペナルティーを行わないなど)
 - (c) 汚い言葉をかけたり不必要に叫んだりして、他の艇(競技者)を威嚇する。
- 審問で嘘の証言をすることや、真実を証言しない、故意に規則違反をしようとする行為などは、不正行為とみなされ、規則69に基づく重いペナルティーが課されることがあります。

2. 安全

- 危険な状態にある艇または乗員を見つけたら、速やかに救助に向かってください(規則1)。これによるロスや、救済要求をすることにより、救済が考慮されません(規則62.1)。
- 危険な状態にある当事者は、救助を求めてください。この場合、外部の援助には該当しません(規則41)。ただし、その救助行為によってその艇が有利を得たとみなされた場合には、相応のペナルティーが課されることがあります。

3. 推定方法 - 規則42と付則P

- プロテスト委員会艇に乗艇しているジャッジは、艇が規則42に違反したと確信すれば付則Pに基づくペナルティーを課します。
- 1回目のペナルティーを課された艇は、できるだけ早く他艇から十分離れた後に、2回のタックと2回のジャイブを含む同一方向の2回転を連続して速やかに行わなければなりません(規則44.2、P2.1)。
- 今大会中2回目以降のペナルティーを課された艇は、速やかにそのレースをリタイアしなければなりません(規則P2.2、P2.3)。
課されたペナルティーがリタイアの場合でも、その後、延期、ゼネラル・リコールまたは中止され、再レースまたは再スタートとなった場合には、その艇はそのレースで帆走することができます(規則P3)。
- ジャッジは、艇の規則42違反を確信したら、できるだけ早くその艇に近づいてペナルティー信号を示しますが、それでもペナルティー信号を示すタイミングが、艇がフィニッシュ・ラインを横切った後になることがあります。それが1回目のペナルティーの場合には、艇は、2回転ペナルティーを行った後に、フィニッシュ・ラインのコース・サイドからもう一度フィニッシュする必要があります(規則44.2)。
- レース中、プロテスト委員会艇は通常できるだけ引き波を立てないように操船しますが、乗艇しているジャッジが黄色旗を高く掲げている時は、早くペナルティー信号を示すために規則42違反をした艇に近づこうとしていますので、他のレース艇を回避しながらその艇に近づくために、加速したり、減速したり、急に進路を変えたりすることがあります。

- 付則Pに基づくペナルティーを課せられた場合には、そのレースの終了後に、ペナルティーを課したジャッジから説明を受けることができます。海上で説明を受けられなかった場合や、説明を受けても十分に理解できなかった場合には、陸上で説明を受けることもできます。

4. 審問のオブザーバー

- パネルが適切でないと判断した場合を除き、審問の当事者以外の人(オブザーバー)が審問を傍聴することができます。なお審問場所のスペースの制約から、各当事者からの1名を優先します。審問の途中からの入室は認められません。また、審問中の発言はできません。希望される方は早めにプロテスト委員会事務局にお申し出ください。その際に「審問でのオブザーバー注意事項」に同意のうえ、申込書に署名して提出する事が求められます。オブザーバーの録音・録画・筆記は認めませんので、携帯電話、タブレット端末、その他電子機器および筆記具の持ち込みはできません。あらかじめ預けるなどの準備をお願いします。

5. 当事者が審問に現れない場合

- 当日の抗議締切時刻後15分以内に審問開始予定時刻を掲示します(指示16.2)。必ず掲示を確認し、開始予定時刻には指定場所で待機してください。当事者が審問に現れない場合には、その当事者が出席しなくても審問をして、抗議や救済要求の判決を行います(規則63.3(b))。このような場合、審問の再開を要求したとしても、その当事者が出席するために可能な最大限の努力をしたとプロテスト委員会が認めない限り、再開はできません。

6. OCS、UFDまたはBFDと記録されたことに対する救済要求

- OCS、UFDまたはBFDと記録されたことに関して救済要求する場合には、自艇が正しくスタートしていたという「主張」を証明する「証拠」を提示する必要があります。例えば、OCS、UFDまたはBFDと記録されなかった艇と自艇との相対的な位置関係を証言したとしても、その事実だけでは、自艇が正しくスタートしたことの証拠にはなりません。なぜなら、スタート信号時(あるいはその1分前から)のスタート・ラインと自艇との位置関係を証明していないからです。ケース136参照。

7. 映像または画像等の証拠

- 審問において映像または画像をインシデントの証拠として提示する場合には、再生・表示に必要な機器の手配・準備・操作は、その証拠を提示しようとする当事者または関係者が行ってください。上記に記す「関係者」は、操作以外の行動および発言はできません。

8. 審問の再開

- 審問の当事者は、判決を通告された後に審問の再開を求めることができます(規則66)。
- 審問の当事者が審問の再開を要求した場合、以下の2つの場合に限り、審問を再開します(規則M4)。
 - ・判決を変えるかもしれない新しい証拠がある
 - ・プロテスト委員会が規則の解釈を間違っていた「新しい証拠」とは規則M4.2に基づき判断します。証人に審問の場に来てもらうなどの準備は、最初の審問の前に十分に行ってください。

9. プロテスト委員会への問い合わせ

- 選手やコーチの方々は、プロテスト委員会の手続きなどについて問い合わせすることができます。問い合わせはプロテスト委員会事務局までお申し出ください。回答は、全選手への公平性のため、公式掲示板を通じて文書での回答とさせていただきます。

2020年12月
プロテスト委員長